

官報

号外 平成十四年三月二十八日

○第一百五十四回国 衆議院会議録 第十七号

平成十四年三月二十八日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成十四年三月二十八日

午後一時開議

第一 地方自治法等の一部を改正する法律案
(第百五十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 地方自治法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(綿貫民輔君) 議員辻元清美君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたしましたと思ひます。

まず、その辞表を朗読させます。

〔参事朗読〕

辞職願

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました御許可願ひます。

平成十四年三月二十六日

衆議院議員 辻元 清美

衆議院議長 綿貫 民輔殿

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

辻元清美君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

日程第一 地方自治法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長平林鴻三君。

地方自治法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔平林鴻三君登壇〕

○平林鴻三君 ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住民自治のさらなる充実及び自主的な市町村合併の推進を図り、もって地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申等へのとり、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の充実、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設等を行おうとするものであります。

本案は、前国会において本院で可決され、参議院で継続審査となっていたものであります。参議院の去る三月二十日参議院において原案のとおり可決の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、二十六日提案理由の説明を省略し、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣武部勤君。

〔国務大臣武部勤君登壇〕
○国務大臣(武部勤君) 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であります。

そのためには、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくことが急務であり、意欲ある農業の担い手が経営改善に必要な資金の融通を円滑に受けられるようにしていく必要があります。

政府といたしましては、このような課題に対応して、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金及び農業改良資金について、資金内容の充実等を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業近代化資金助成法の一部改正であります。

農協等の民間金融機関の融資に利子補給する農業近代化資金について、現行の施設資金に加え、経営の改善を図るに必要な長期運転資金を追加することとしております。

第二に、農林漁業金融公庫法の一部改正であります。

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

議員辞職の件 地方自治法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)及び農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案外一案についての武部農林水産大臣の趣旨説明

農業経営基盤強化促進法の認定農業者以外の農業の担い手が経営の改善を図るための農産物金融公庫の経営体育成強化資金等については、農産物を土地利型農業だけではない、農業経営の拡大することとしております。

第三に、農業改良資金助成法の一部改正をもちます。

都道府県の財政資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、特定の農業技術の導入のための資金から、農業の担い手が農産物の加工を始めたり新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合など、高リスク農業にチャレンジするための資金へと改めることとしております。

また、都道府県からの直接融資方式に加え、農業改良資金についても、民間金融機関が都道府県から借り受けて農業者に貸し付ける方式を追加することとしております。

第四に、農業信用保証保険法の一部改正であります。

民間金融機関からの農業改良資金の融通が円滑に行われるよう、当該資金を農業信用基金協会による債務保証の対象に追加することとしております。

続きまして、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

効果的かつ安定的な農業経営を育成し、地域農業の活性化を図っていくためには、家族農業経営の発展の支援とあわせて、法人形態の農業経営の育成を推進していくことも重要であります。

近年、農業法人は増加傾向にあります。その経営内容は自己資本が少なくないといつた問題があり、農業法人が地域農業の担い手として健全に発展していけるようにするためには、農業法人の自己資本の充実を促進していく必要があります。

政府といたしましては、このような課題に対処して、農業法人に対する投資の円滑化を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出した

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する横崎欣弥君の質疑

次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする会社は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けることができることとしております。

第二に、農林漁業金融公庫は、その業務の特例として、農業法人に対する民間の投資を補完するため、事業計画の承認を受けた会社が農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができることとしております。

第三に、事業計画の承認を受けた会社は、農業協同組合の特例として、農事組合法人に対して投資を行うことができることとしております。

第四に、事業計画の承認を受けた会社であつて、農協系統及び地方公共団体がその議決権の過半数を有しているものは、農地法の特例として、農業生産法人に対して投資を行うことができることとしております。

以上、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) たいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。横崎欣弥君。

(横崎欣弥君登壇)

○横崎欣弥君 私、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました、いわゆる農業

業金融関連二法案につきまして質問をいたします。(拍手)

冒頭、全国農業協同組合連合会の子会社、全農チキンフーズが犯した一連の偽装事件について伺います。

今、農協系統に働くまじめな人たちは、怒りと無念、そして恥ずかしさで、胸がいっぱいではないでしょうか。

一連の偽装工作のうち、特に許されないのは、抗生物質が入ったえさを食べさせる通常飼育の鶏を、抗生物質を入れないえさで育てたブランド品「薩摩無薬飼料産直若鶏」と偽装表示して販売していたことです。

これは、アトピーなどアレルギー性疾患に悩む人たちにも提供できる安全食物ということを考えたとときに、場合によっては身体に重大な影響を与えるという点で、あの雪印乳業食中毒事件と全く同質の悪質な犯罪であり、刑事罰に該当するのではないのでしょうか。

また、精肉のうち、もも肉百三十四トンが無薬飼育として販売されたことにより、約五百三十六万円の利益を得ています。金は返せばいいというものではなく、詐欺罪が成立するのではないのですか。(拍手)あわせて、この件で捜査は検討されているのか、初めに法務大臣にお伺いします。

この事件は、もはや全農自身が責任ある農業団体としての自覚を喪失しているものであり、バブル期以来、利益追求本位の体質が何も変わっていないことをあらわすものであります。昨年の農協改革関連二法における議論は何だったのか。

農協系統が組織存亡の瀬戸際にありながら、切迫感、危機感が感じられない。これは、長年、自民党農水部会、農水省、農協がもたれ合いの関係を通じて、我が国農水行政をいゆる族議員が食い物にするような政官癒着構造による甘えが、結果さえ得られれば経過は無視する姿勢となつてあらわれているのではないのでしょうか。

こういう体質の全農は、もはや解体的な出直し

が必要であらうと思ひます。農水大臣の所見をお伺いします。

また、今月二十二日には、農水省と厚労省が設置したBSE調査検討委員会の報告書原案が公表されました。正式には、四月二日、両大臣に提出されますが、案の定、農水省の不適切な対応が重大な失政として、激しい批判されています。消費者と生産者から信頼を失ひ、莫大な損害を国民に与えながらだれも責任をとらうとはしない、そのような政府に対する批判もこの根底にあるのではないのでしょうか。

厚労省のチェック機能不在も指摘されました。重大な失政と指摘されたその責任の所在を含め、この原案に対する農水、厚生労働両大臣の所見を伺います。

次に、本農業金融二法案の内容について伺います。

初めに、農業近代化資金助成法等の一部改正案について質問します。

本法案は、既存の制度資金をわかりやすく、使いやすい制度へ再構成するものとして提出されたと説明されています。農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、農業改良資金の三種の制度資金は、今回の法改正により、民間金融機関一カ所で一括して申し込みができるようになるというものです。

融資を受けたいと考える側の利便性が向上することだけに限定するならば、評価できます。しかし、今回の法改正に当たって確認されなければならぬことは、数多くあると思ひます。

一つは、各制度資金の利用率の低さについてです。

農業近代化資金の融資枠は四千億円用意されています。しかし、平成十二年度の融資実績は九百七十二億円にすぎません。農業改良資金は、六百三十四億円の融資枠に対して、百十七億円の融資実績しかありません。それぞれ二四％と一八％しか実際に貸し付けがされていない、融資枠の多く

が活用されていないのです。

さらに、融資実績の推移を見ても、その激減とも言える減少がうかがわれます。

このように、融資実績が減少するとともに、融資枠の大方が利用されていないにもかかわらず、本年度の予算を策定するに当たって、融資枠の見直しは一切行われていません。この点について、農水大臣の認識を伺います。

次に、農林漁業金融公庫についてお伺いします。

昨年十月、行政改革推進事務局から発表された「特殊法人等向け平成十四年度財政支出等に関する各府省要求・要望に対する検証」では、「農林漁業者に対する融資」という項目で、農業近代化資金によって民間金融機関が類似の事業を実施しており、同公庫の事業規模を縮減することが求められています。また、「食品製造・加工・流通事業者に対する融資」の項目では、民間でできることはできるだけ民間にゆだねるという原則のもとに、融資対象事業を縮減した上で融資条件を適切に見直すことが求められており、特に、融資条件の見直しについての対応が全くなされていないことが厳しく批判されています。農林漁業金融公庫という公的な金融機関が民間の活動を圧迫しているわけであり、その是正が政府内から出されているのです。

本法案は、この行政改革推進事務局の見解についてどのように考えているのでしょうか。農水大臣のお考えを伺います。

次に、農業改良資金についてお伺いします。現在、この資金には、農家生活改善資金というものが用意されています。説明によると、この資金は、共同で子供の遊び場などを設置したいときにも借りることができるということです。融資実績もほとんどなく、今回の法律改正に合わせて廃止されると説明されていますが、農業の融資制度以外では考えられないお金借りられるというのは、都市住民にとっては理解しがたいもので

しょう。

以上のように、現在の制度資金に関する問題点はさまざま指摘ができます。今回提案された農業近代化資金助成法等の一部改正案によって、これらの問題は払拭できるのか、農水大臣にお伺いします。

続きまして、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案について質問をいたします。本法案で想定されている投資育成会社は、農協系統、地方公共団体等の出資によって設立するものとされています。この投資育成会社が農業法人に投資をするわけです。

しかし、そもそも農業法人化を積極的に取り入れたのは、農協の指導による生産・流通体制を嫌った者たちではなかったでしょうか。現在、農業生産法人の優良事例として紹介されているのは、農協に頼らず独自の生産方法、流通ルートを開拓しているところが多いのが現実です。このような状況下で、農協が中心になると考えられる投資育成会社が農業法人から受け入れられるのでしょうか。

この法案によって農業法人投資育成会社が設立されたら、どのくらいの数の農業法人が投資を受け入れるのか、また、投資育成会社の経営はどのくらいの時間で利益を上げられるのか、その見通しについてもお伺いします。

この農業金融二法案は、農業の構造改革の推進と担い手の育成という二つの政策課題に基づいていると説明されています。しかし、農業基本法を食料・農業・農村基本法に改正し、基本計画にのっとって農業構造改革、食料自給率の向上などを打ち出しているにもかかわらず、その結果がいまだに見えてきません。その中で、この二法案が実効性を持つものなのか。農水大臣に、農政の基本方針をお伺いするとともに、この農業金融二法案の位置づけをお伺いします。最後に、国会には、有事対応の法案が提出されると聞いています。

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明 に対する榑崎欣弥君の質疑

私は、平成十二年八月四日、農水委員会において、食の安全保障について質問をいたしました。資料の要求もいたしました。が、いまだ明確な回答がありませんので、再度お聞きします。

一九七四年十月、当時の農林省において、「輸入がストップした場合におけるわが国の栄養水準(試算)」という研究がなされました。有事緊急食料対策として研究されたその一端を紹介いたします。

一、全国のゴルフ場千三百六十七カ所(計画中のものを含む)の面積十四万六千ヘクタールのうち三分の二を耕作して甘しよを作付けるほか

二、開拓可能地(百五十四万ヘクタール)を耕地および草地に開発し、

短期のうちには百五十万ヘクタールの農地を生み出すためには、大量のブルドーザーが必要となる(わが国には計十四万五千台ある)。このうち農地造成につかえる十トン級以上のブルドーザー四万九千台を総動員する。約一年間、フル稼働すれば百五十万ヘクタールの農地は生み出せる。

三、労働面では農家が他の産業へ転職することを禁止し、逆にサラリーマンのうち必要な人員を農業に徴用する。

四、水産物については、遠洋漁業の操業が全面的にストップすることとする。

等々、まだありますが、非常に具体的であります。

これは、有事における国民の食料事情の一端を示唆するものであり、何よりも、現憲法下では到底実行できないということでもあります。大臣、今日において、食の安全保障というべき研究、検討はなされているのでしょうか。食の危機管理対策という観点からお伺いします。私は、人類の食を預かる農林水産業は、やはり国の中心産業だと思えます。創意と工夫によって

は花形産業にもなり得る。そのためには、古い殻を破るような発想の転換が必要でありましょう。お互いに知恵を出し合って、農林水産業の発展のために尽くしていきたい、このことを申し上げまして、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣武部勤君登壇)

○国務大臣(武部勤君) 榑崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、全農チキンフーズの偽装事件についてのお尋ねであります。

これは、消費者の信頼を大きく裏切るばかりでなく、生産者の真摯な経営努力を無にしかねない、あるまじき行為であり、極めて遺憾であります。

今回の事件を契機に、全農として、協同組合の原点に立ち返り、組織を挙げて再発防止のための取り組みを徹底することが必要であると考えております。

農林水産省といたしましても、全農に対して、農協法に基づく報告を求めているところであり、その結果を踏まえ、厳正に対処してまいる所存であります。

BSE調査検討委員会の報告書原案について御質問がありました。

調査検討委員会では、BSEに関するこれまでの行政対応上の問題を検証していただき、今後の畜産・食品衛生行政のあり方について調査検討を行ってきたところであります。各委員には、幅広い視点からの率直な御議論をいただいているところであります。

報告書案は、各委員の御意見を踏まえ、委員長と委員長代理が中心となって調整を行っているところであります。現段階で私からコメントすることは差し控えていただきましたかと思っております。

いずれにいたしまして、この報告書が取りまとめられた際には、報告を踏まえ、消費者を初めとする国民の安心と信頼の回復を目指して、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、制度資金の融資実績についてのお尋ねであります。

貸付実績が減少傾向にある要因は、需要の落ち込みや輸入品との競合等による農産物価格の低迷などを反映して投資意欲が低下していること、制度資金と一般民間資金との金利差が小さくなり、制度資金の魅力が乏しくなっていることなどであると考えております。

したがって、国産農産物の特質を生かすとともに、需給バランスの回復に努めるなど、一般的な農業対策を的確に講じ、投資意欲のわく環境をつくり上げることが最も重要であると考えております。

また、制度金融そのものを農業者にとってわかりやすく、使いやすい、魅力あるものとしていくことも重要でありまして、このため、抜本的な見直しを行うことといたしております。

こうした対策により、融資枠が十分利用されるようにしたいと考えております。

なお、農林漁業金融公庫の十四年度の融資枠につきましては、前年度より五百億円削減しているところであります。

次に、農林漁業金融公庫に関する行政改革推進事務局の見解についてであります。

事務局の見解及び昨年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を踏まえて、見直しを行ったところであります。

具体的には、民間金融機関の融資に利子助成する近代化資金を積極的に活用するとともに、民間金融機関で対応できない、償還期間が極めて長いものや資金規模の大きいものについて公庫が対応することとするなど、民間金融機関と公庫との適切な分担・連携関係を構築することとしております。

また、加工流通関係資金については、国産原料の使用を義務づける等、融資条件の見直しを行ったところであります。

これに伴い、平成十四年度予算における農林公

庫の資金全体の融資枠を縮減したところであります。

農業改良資金についてのお尋ねがありました。これまでの農業改良資金は、農業経営と農家生活の改善を目的としており、生活環境の改善の観点から、共同利用施設の整備のための資金の貸し付けを行ってきたところであります。

今回の各種制度資金の見直しの中で、農業改良資金については、農業の担い手がみずからの創意工夫で加工分野への進出、新作物の導入といった高リスク農業にチャレンジするための資金へと改めるなどの抜本的見直しを行っており、農家生活改善資金は廃止することとしております。

次に、農業法人投資育成会社の事業の見直しであります。

投資育成会社の適切な運営を行うため、農協系統は、日本農業法人協会や農林漁業金融公庫との意見交換を進めているところでありますが、日本農業法人協会のメンバーや農林漁業金融公庫のスーパー資金の融資先のうち、経営能力が極めて高く、また、融資より出資を希望する法人が対象になるものと考えられ、年間数十社程度に対して投資することを見込んでおります。

また、農業法人投資育成会社の収入源は、農家法人からの配当収入、出資持ち分の売却益等であり、会社の経営が軌道に乗るには、五年から十年程度の時間がかかるものと考えております。

次に、農政の基本方針及びその中での農業金融二法案の位置づけについてのお尋ねであります。

食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興、この四つの基本理念を掲げておりますが、特に農業政策としては、効率的、安定的な経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を確立することが極めて重要であります。

そのためには、意欲と能力のある担い手の経営改善に向けての取り組みを支援していくことが重要であります。こうした取り組みを支援する上

で、農業者の創意工夫を生かせる融資は、極めて有力な政策手法であります。今回の農業金融二法案は、この融資制度がより適切に機能するように、資金使途の拡大、保証制度の充実、手続の一元化等を図ろうとするものであります。

最後に、食の安全保障についてであります。食料は、人間の生命の維持に欠くことのできない基礎的なものであることから、不測の要因により供給が逼迫するような場合においても、最低限度の供給を確保していく必要があります。

このため、不測の事態に際し食料供給の確保を図るための対策を機動的に実施できるよう、農林水産省及び政府における対策本部の設置などの体制整備、国内外の食料供給動向などの情報の迅速的確な収集、分析、提供、備蓄の活用、輸入の確保等による供給の確保対策、価格、流通の安定のための対策等を行うことを定めた、不測時の食料安全保障マニュアルを策定したところであります。

今後とも、食の危機管理については万全を期してまいりたいと存しております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) BSE調査検討委員会の報告書原案につきましてのお尋ねがございました。

現在、大詰めの議論が行われておりますBSE問題に関する調査検討委員会の報告書原案におきまして、農林水産省との連携に関し、厚生労働省のチェック機能も働いていなかった旨の御指摘を受けているところであります。

四月初めに同委員会の報告がまとめられる予定であり、今後、報告の御趣旨を十分に踏まえまして、体制や法律のあり方を初めとして、改めるべき点は改め、食品の安全と国民の安心の確保に全力を尽くしてまいりたいと存じます。(拍手)

(国務大臣森山眞弓君登壇)

上げます。

全農チキンフーズの偽装表示の件についてお尋ねがありました。

まず、犯罪の成否につきましては、収集された証拠に基づいて判断されるべき事柄でありますので、法務大臣としてお答えすることは差し控えていただきます。

また、捜査機関が捜査を検討しているかどうかにつきましては、捜査機関の活動内容にかかわる事柄でありますので、法務大臣としてお答えすることは差し控えていただきます。

なお、あくまで一般論として申し上げれば、捜査機関におきましては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて、適正に対処するものと承知しております。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時三十七分散会

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

出席国務大臣
総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山眞弓君
厚生労働大臣 坂口力君
農林水産大臣 武部勤君
農林水産副大臣 速藤武彦君

○議長の報告
(通知書受領)
一、昨二十七日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十四年度一般会計予算
平成十四年度特別会計予算
平成十四年度政府関係機関予算
一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方税法の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
(報告書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。
水産基本法第十一條第七項の規定に基づく水産基本計画の報告
一、昨二十七日、人事院総裁中島忠能君から次の報告書を受領した。
国家公務員法第三條第九項の規定に基づく平成十三年官利企業への就職の承認に関する年次報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく平成十三年官民人事交流に関する年次報告
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

辞任
今村 雅弘君
小坂 憲次君
丹羽 雄哉君
細野 豪志君
丸谷 佳織君
小西 理君
左藤 章君
佐藤 勉君
長妻 昭君
赤羽 一嘉君
赤羽 一嘉君
赤羽 一嘉君

補欠
小西 理君
佐藤 勉君
左藤 章君
長妻 昭君
赤羽 一嘉君
今村 雅弘君
丹羽 雄哉君
小坂 憲次君
細野 豪志君
丸谷 佳織君

辞任
谷 洋一君
榑崎 欣弥君

補欠
阪上 善秀君
大出 彰君

決算行政監視委員
榑崎 欣弥君

阪上 善秀君
大出 彰君
榑崎 欣弥君
丸谷 佳織君
樹屋 敬悟君
漆原 良夫君
丸谷 佳織君

辞任

補欠

(理事補欠選任)
一、去る二十六日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 茂木 敏充君(理事茂木敏充君去る二月八日委員辞任につきその補欠)

(議案提出)
一、去る二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(議院運営委員長提出)
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
独立行政法人国立病院機構法案
(議案受領)
一、昨二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
安全保障委員会 付託

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)
平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第二四四号)
以上二件 国土交通委員会 付託
(議案送付)
一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(議院運営委員長提出)
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案
国立国会図書館法の一部を改正する法律案
一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
国立学校設置法の一部を改正する法律案
二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
一、昨二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
平成十四年度一般会計予算
平成十四年度特別会計予算
平成十四年度政府関係機関予算
地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

一、(質問書提出)
一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国立病院・療養所における看護師配置に関する質問主意書(木島日出夫君外一名提出)
(答弁書受領)
一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員原陽子君提出環境大臣が行う勧告に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原陽子君提出新幹線の騒音に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大島合子君提出デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問に対する答弁書
衆議院議員金田誠一君提出西暦二〇〇一年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出外務省の秘密書類の指定と解除に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出外務省の鈴木宗男衆議院議員にかかわる一連の事案に対する責任に関する質問に対する答弁書
平成十四年二月七日提出
質問 第一一五号
環境大臣が行う勧告に関する質問主意書
提出者 原 陽子
環境大臣が行う勧告に関する質問主意書
環境大臣(過去においては環境庁長官)が、環境省設置法第五条に定める「環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勧告」を行った例はこれまでに何本あり、それは、それぞれどのような内容か。また、勧告に基づいて、それぞれどのような措置が講じられたか。それらによって、環境保全は推進されたと政府は考える

か。それぞれの事例について可能な限り率直にお答えいただきたい。
右質問する。

内閣衆質一五四第一五号

平成十四年三月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員原陽子君提出環境大臣が行う勧告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原陽子君提出環境大臣が行う勧告に関する質問に対する答弁書

環境省設置法(平成十一年法律第一号)第五条第二項に基づき環境大臣が勧告を行った例はないが、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第一二二号)による廃止前の環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)第五条第三項に基づき環境庁長官が行った勧告としては、「環境保全上緊急を要する航空機騒音対策について(昭和四十六年環大特第二十八号)」、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について(昭和四十七年環大特第六十八号)及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(昭和五十一年環大特第三十二号)の三件があり、いずれも運輸大臣に対するものである。これらの内容等については、次のとおりである。

一 「環境保全上緊急を要する航空機騒音対策について」は、東京国際空港及び大阪国際空港の周辺地域における航空機騒音について、指針として、航空機騒音による生活環境上の被害をできるだけ軽減すること、航空機騒音が八十五W ECPNL(航空機騒音の評価単位)以上に相当する地域では、住居内における日常生活が著しく損なわれることのないようにすること等を示すとともに、指針達成のための方策として、航空機の発着に関する規制を強化すること、航空機騒音が八十五W ECPNL以上を相当する地域を騒音障害防止措置を講ずる地域として指定し、同地域の既設の住居に対する防音工事の助成措置を講ずること等を挙げ、これらの実現に必要な措置を速やかに講ずるよう勧告した。運輸省は、これを受けて、東京国際空港及び大阪国際空港における航空機の深夜の運航の規制、航行の方法の指定等の措置を講ずるとともに、昭和四十九年に改正された公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の規定に基づき、騒音対策区域の指定、同区域内の住宅防音工事に対する助成等を行った。政府としては、これらの対応により、東京国際空港及び大阪国際空港周辺地域の環境保全は推進されたと考えている。

二 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について」は、新幹線鉄道の騒音について、指針として、騒音レベルが住居等の存する地域において八十ホン以下となるよう音源対策を講ずること、音源対策を講じてもお騒音を低減することが特に困難な場合には、八十五ホン以上の地域内に存する住居等について屋内における日常生活が著しく損なわれないよう障害防止対策を講ずること等を示すとともに、指針達成のための方策として、防音壁の設置等の音源対策、既設の住居に対する防音工事の助成措置等の障害防止対策を挙げ、所要の措置を速やかに講ずるよう勧告した。運輸省は、これを受けて、日本国有鉄道(現在の東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を含む。以下「国鉄」という。)に対し、右勧告の指針を達成するための措置についてその計画を策定の上速やかに報告するよう通

達した。国鉄は、これを受けて、防音壁等を設置するなどの音源対策を行うとともに、昭和四十九年に「新幹線鉄道騒音に係る障害防止処理要綱」を策定し、住宅等の防音工事に対する助成等を行い、さらに、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和五十年環境庁告示第四十六号)が発出されたこと、その円滑な達成に資するため、昭和五十一年に「新幹線鉄道騒音対策要綱」が閣議了解されたこと等を受け、同年に新たに「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱(以下「騒音・振動対策要綱」という。)を策定し、これに基づき、引き続き住宅等の防音工事に対する助成等を行ってきている。政府としては、これらの対応により、新幹線鉄道沿線の環境保全は推進されたと考えている。

三 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」は、新幹線鉄道の振動について、指針として、新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが七十デシベルを超える地域について緊急に振動源対策及び障害防止対策の措置を講ずること等を示すとともに、指針達成のための方策として、構造物の振動低減対策を講ずること、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施すること等を挙げ、所要の措置を講ずるよう勧告した。運輸省は、これを受けて、国鉄及び日本鉄道建設公団に対し、構造物等の振動防止対策等に係る技術開発の総合的かつ計画的な推進、障害防止対策実施要領の早急な策定等を行うよう通達した。これを受けて、国鉄は、構造物等の振動防止対策等の技術開発の推進、既設新幹線鉄道のラスト軌道区間へのラストマトットの敷設等の措置を行うとともに、昭和五十一年に騒音・振動対策要綱を策定し、住宅等の防振工事に対する助成等を行ってきている。また、日本鉄道建設公団は、振動源対策の技術開発の推進、工事中新幹線鉄道の高架構造物等について開業時の沿線の振動レベルが七十デシベル以下となるような設計への配慮を行うとともに、昭和五十六年に「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」の策定等を行った。政府としては、これらの対応により、右に述べた振動の指針が要求する目標値はほぼ達成されており、新幹線鉄道沿線の環境保全は推進されたと考えている。

平成十四年二月七日提出
質問 第一一六号

新幹線の騒音に関する質問主意書

提出者 原 陽子

新幹線の騒音に関する質問主意書

新幹線の騒音については、環境基本法第十六条をもとに、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準」が定められている。しかし、昭和五十年に環境庁告示(以下、告示)で定めた基準は、現在までまったく達成できていない。よって以下質問する。

一 告示では、騒音基準を達成すべき目標期間を、最大十年以内と設定した。これでは、対策に猶予を与える代わりに、住民には騒音公害を最大十年(実際には四半世紀)、我慢させることを強いたも同然である。このような公益性と個人々の生活環境の関係を政府は、どう考えるか。

二 告示が出た翌年の昭和五十一年、当時の環境庁長官は、運輸大臣に宛て「環境保全上緊急を要する新幹線振動対策について」という勧告(以下、勧告)を出した。勧告を受けた運輸省は、勧告について、事業者や関係地方公共団体に対し、どのように通知し、対策を促したか。

三 勧告から二十五年が経過した今も、東海道、

山陽、東北、上越、北陸、すべての新幹線路線で、騒音基準を達成した路線はない。その原因は何で、責任は誰にあると政府は考えるか。

四 運輸省(現国土交通省)および環境庁(省)は担当者の異動や省庁再編の際、告知や勧告について、引継ぎを確実にやってきたか。

五 勧告は、運輸大臣が講じた措置を報告するよう求められているが、昭和五十一年以来、運輸省(現国土交通省)は、どのような措置について、どのような頻度、方法で環境省に報告を行ってきたか。

六 新幹線鉄道騒音に係る環境基準を、最終的に、いつまでに達成するつもりか。

七 新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成するための、今後の責任担当部局は誰か。

八 現在、騒音を測定する際、地方公共団体等は線路から二十五メートル離れた位置で測定しているが、環境省環境管理局自動車環境対策課は認識しているが、これは、「他の測定地点との比較ができるよう、軌道中心線より二十五メートル地点及び五十メートルの地点を併せて測定することが望ましい」とした環境庁大気保全局長から各都道府県知事宛ての昭和五十一年の通知によるものであると考える。これは、併せて測定することを勧めているだけであって、線路またはその予定地から二十五メートル以内に接近して建っている住居などがある場所で測定することを妨げる理由にはならないと考える。この解釈に間違いはないか。また、環境基本法第十六条に鑑みれば、騒音の被害実態を正しく把握するには、住居などが実際に建っている場所で測定するべきであると考える。この考え方に間違いはないか。

九 勧告では「病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設のある地域」に特段の配慮と速やかな措置を行うことを指針としているが、生活の基盤であり、病人や幼児を含む生活者の暮

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

らす住居も、病院や学校と同等の静穏の保持が求められるべきではないか。

十 勧告には、「新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとする」とあるが、これまでに、環境基準達成のために、移転補償をした例はあるか。

十一 勧告の持つ重みを鑑みれば、四半世紀が経過しても、基準が達成できない状況であること、政府は反省すべきではないか。

内閣衆質一五四第一六号
平成十四年三月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員原陽子君提出新幹線の騒音に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員原陽子君提出新幹線の騒音に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和五十年環境庁告示第四十六号。以下「環境基準」という。)は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として、科学的判断に基づき設定したものである。一方で、新幹線鉄道の列車を運行している鉄道事業者(以下「事業者」という。)が環境基準を達成するためには、騒音防止のための技術開発や防音壁の設置等騒音防止対策を講ずる必要があること、環境基準設定後直ちに事業

者においてこれを達成することが困難なため、その期間内を自覚して環境基準が達成されるよう努力を促すものとして、達成目標期間を設定し

たものである。

なお、具体の達成目標期間は、将来の騒音防止のための技術開発の可能性等を念頭に置きながら、騒音の状況に応じた沿線区域の区分ごとに設定したところである。

二及び五について
環境庁から「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(勧告)「昭和五十一年環大特第三十二号。以下「勧告」という。)を受けた運輸省は、日本国有鉄道及び日本鉄道建設公団(以下「国鉄等」という。)に対し、振動源対策として技術開発の推進やパラスタットの敷設等の必要な措置を講ずるよう、また、障害防止対策として障害防止対策実施要領を定めて、建物の防振工事への助成や移転補償等の必要な措置を講ずるよう、通達により指示した。また、運輸省は同時に、国鉄等に対して振動源対策及び障害防止対策について必要な措置を講ずるよう通達により指示した旨の報告を環境庁へ行っている。

三、六及び十一について
お尋ねは騒音に関する基準についてであるとと思われるが、事業者及び日本鉄道建設公団(以下「事業者等」という。)においては、これまで環境基準を達成すべく鋭意努力してきたところである。

一方で、新幹線鉄道に対する輸送需要の増加や事業者の経営環境の変化等にも起因して、路線区間の中には、環境基準が未達成となつてい

るものがあることは承知している。このため、昭和六十年以降、当面の対策として、騒音の値を沿線の住宅の集合度合いに応じて順次七十五デシベル以下とするよう事業者を指導してきてきているところであり、その成果は着実に挙がってきているところである。
今後とも、技術開発等騒音防止対策を一層推進するよう事業者等を指導していくとともに、

環境基準の達成に向けて新たな取組についても検討を行うこととしている。

四 について
お尋ねの省庁における新幹線鉄道の騒音及び振動に係る事務を担当する職員の異動等の際には、御指摘の環境基準や勧告に係る事務を含めて確実に事務の引継ぎが行われている。

七 について
環境基準の達成に向け、事業者等に対する指導については国土交通省鉄道局が引き続き担当するが、国土交通省鉄道局に対して環境省環境管理局は必要に応じ要請を行うこととなる。

八 について
環境基準に係る測定地点は、沿線地域における新幹線騒音を代表すると認められる地点のほか当該騒音が問題となる地点を選定するものとしており、線路又はその予定地から二十五メートル以内の地点で測定することを妨げてはいない。なお、地方公共団体は、このような考え方により測定地点を選定していると承知している。

また、測定地点として選定される新幹線鉄道騒音を代表する地点又は当該騒音が問題となる地点は、通常、住宅等が建てられている区域内にあると考えられる。

九 について
およそ住居について静穏の保持が求められることは当然であるが、病院等には常に多数の病人等がいることから、勧告は、これらについて一般の住居と区別して静穏の保持のために特段の配慮をするともに、可及的速やかな措置を講ずることを示したものである。

十 について
新幹線鉄道の列車の走行に伴う騒音及び振動に係る障害防止対策は、これまで事業者により実施されてきたが、現在までに約八百件の建物の移転補償が実施されている。

平成十四年二月十九日提出
質問 第二一八号

デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問主意書

提出者 大島 令子

デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問主意書

愛知県瀬戸市幡中町に建設計画中のTVデジタル放送送信タワーにつき、住民は健康上等の不安を訴え、一万八〇七三人の署名が集められ、建設地変更等を要望している。この件は緊急を要するものと考えらる。

従って、次の項目について質問する。

一 電車などの公共交通機関において、「携帯電話の電源をお切りください」とアナウンスするとき、「心臓ペースメーカー等に影響がある」と前置きする場合もある。携帯電話からの微弱な電(磁)波によりどのようなメカニズムで、どの程度の危険をおよぼすのか示されたい。

二 世界保健機構(WHO)では、電磁波が人体におよぼす影響について、九六年から五年間かけ調査し、「基準」見直しの作業に入っているというが、事実か。そうであるならば同機構が電磁波について、どのような観点から基準を見直ししようとしているかを示されたい。また新「基準」の中間報告等がすでに発表されているならば、どのように変わろうとしているのか示されたい。

三 電磁波の影響だと明らかにされている疾患はどのようなものがあるか示されたい。

こども・若年(少年)・成人・高齢者それぞれ電磁波の影響による顕著な疾患(症例)は報告されているか。長波・中波・短波・複合波などの、電波の波長別に影響を受ける顕著な

疾患(症例)は報告されているか示されたい。四 日本の電磁波被曝の制限基準は諸外国に比べ著しく緩やかだと指摘されているようだが、

① 諸外国・主要な国の規制値と日本の規制値それぞれを示していただきたい。

② どうして、著しく緩やかでしかも安全だということになっているのか示していただきたい。

③ 日本国政府の機関・団体で電磁波(被曝)について研究しているところはあるのか。あるのならそこの研究状況を明らかにされたい。

④ 前記WHOの報告ができれば、その報告にそった規制値の改訂を行う用意はあるのか。改訂されるとすればどのような要件となるか、示されたい。

五 携帯電話のアンテナ塔設置にかかわる係争の事例と解決要件(撤退したものも含め)を示されたい。

六 前記愛知県瀬戸市幡中町に、デジタルTV放送地上波送信のためのタワー(以下デジタルタワー)が新しく建設されようとしている。

① WHOの「電磁波基準見直し」による報告がでてくる直前に、急ぎデジタルタワー新設がなされようとしているが、「国内TV放送のデジタル化」に関連してのことか示されたい。

② 国内TV放送をデジタル波にて送信しようとしているのは、国の方針なのか示されたい。

③ 名古屋地区より先行している東京・大阪地域は、どのようなシステム(発信設備)をつかってデジタル放送の電波を発信しているのか。明らかにされたい。

④ 名古屋地区で当該地(住宅地と隣接している)以外にも複数箇所が建設地として検討されていた。当該地に決定されたのはどうしてか示されたい。

七 TV放送のデジタル化について

① 放送のデジタル化によって得られるメリットと個人情報保護などの観点から想定されるデメリットを列記し明らかにされたい。

② 放送のデジタル化は、ある種の義務的な側面を持っていて進行しているのか。国際的な要因も関係しているのか示されたい。

③ 通信技術として安定していて、諸外国でも多用されている衛星方式のデジタル放送ではなく、地上波によるデジタル化を選択した理由を示されたい。

④ 全国で、今後デジタルタワーは何基ほど建設される見込みか示されたい。

⑤ 放送のデジタル化は、高速コンピュタ社会(e-japan構想)のなかでは、どのような位置を持っているのか。また昨今の「不況」(e-japan構想)に与えた影響について、目標と進捗状況とともに示されたい。

⑥ 耐久消費財としての末端受信機(デジタルテレビ)の販売について、その市場規模を明らかにされたい。

内閣察質一五四第二八号

平成十四年三月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員大島令子君提出デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大島令子君提出デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問に対する答弁書

一について

総務省を始めとする厚生労働省、国土交通省等の関係省庁、通信機械工業会等の関係団体等により構成される不要電波問題対策協議会が行った詳細な実験によれば、携帯電話を一部の機種に植込み型心臓ペースメーカーに極めて近接した位置で使用した場合には、携帯電話から放射される電波が当該植込み型心臓ペースメーカーの内部に混入して、心臓を規則的に動かすための電気信号の発生を抑制する、その発生の周期を不適切なものに変える等、植込み型心臓ペースメーカーの誤動作を引き起こすことがあるとされている。また、これらの誤動作は、植込み型心臓ペースメーカー装着者に、めまい、動悸等の異常を感じさせることがあると承知している。しかし、仮に植込み型心臓ペースメーカーの誤動作が生じたとしても、携帯電話を当該植込み型心臓ペースメーカーから離すことによってその機能は直ちに正常に復することから、実際に、携帯電話から放射される電波が植込み型心臓ペースメーカー装着者の健康に好ましくない影響を及ぼす危険性は極めて少ないものと考えらる。なお、不要電波問題対策協議会が右の実験の結果に基づき平成九年三月二十七日に策定した「医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末等の使用に関する指針」は、携帯電話を植込み型心臓ペースメーカーから二十センチメートル以上離して使用すれば、当該植込み型心臓ペースメーカーの誤動作を引き起こされる心配はないとしているところである。

二について

お尋ねの「基準」とは、世界保健機関(以下「WHO」という。)と連携して活動している国際非

電離放射線防護委員会(以下「ICNIRP」という)が平成十年四月に「時間変化する電界、磁界及び電磁界へのばく露制限のためのガイドライン(以下「国際ガイドライン」という)において定めた電波の強度等の基準を指すもの」と考へるが、現在、WHO又はICNIRPがこの基準の見直しを行っているとの事実はないものと承知している。

なお、WHOは、電波が人体に与える影響についてより明確な知見を得るため、平成八年に開始した国際電磁界プロジェクトにおいて各国で得られた研究成果の評価等を実施しており、平成十七年にその結果を取りまとめる予定であると承知している。また、ICNIRPは、国際電磁界プロジェクトの結果が公表されれば、これに基づく新たな科学的根拠により検討を行い、必要があれば、右の基準の見直しを図るものと承知している。

三について

電磁波は周波数によりその性質が異なるため、それが人体に与える影響について一概にお答えすることは困難であるが、例えば、無線通信に用いられる電波で非常に強いものを人体にばく露した場合に、ばく露された部位に温度上昇が生ずるといふ熱作用等が知られており、国際ガイドラインにおいては、血流がなく熱拡散が生じにくいため最も熱作用を受けやすいと考えられる眼球に、局所比吸収率で毎キログラム当たり百三十八ワット相当となる電波を二時間又は三時間ばく露すると白内障が生ずることが報告されている。

また、WHOの国際電磁界プロジェクトにおける検討等の参考資料とされている報告のうち、無線通信に用いられる電波を人体にばく露した場合に、ばく露された者の年齢又はばく露された電波の波長の違いにより、ばく露された者に異なる疾患が生ずることを示したものはないと承知している。

四の①及び②について

お尋ねの「電磁波被曝の制限基準」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、無線通信に用いられる電波については、それが人体に好ましくない影響を与えないよう、電波の電界強度、磁界強度及び電力束密度の基準(以下「電波の強度の基準」という)が電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号第二十一条の三及び別表第二号の二)で定められており、また、携帯電話端末等の局所比吸収率の基準(以下「局所SARの基準」という)が無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条の二で定められているところである。

電波の強度の基準は、我が国、諸外国及び国際ガイドラインにおいてそれぞれ電波の周波数等に依りて細かに区分して定められているため、それらの基準のすべてを対比してお答えすることは困難である。一例をお示しすれば、地上アナログテレビジョン放送に用いられる超短波帯の周波数の電波については、電界強度の基準(上限)は我が国及び米国では毎メートル当たり二十七・五ボルト、英国及び国際ガイドラインでは毎メートル当たり二十八ボルトであり、電力束密度の基準(上限)は我が国、米国、英国及び国際ガイドラインのいずれにおいても毎平方センチメートル当たり〇・二ミリワットである。また、地上デジタルテレビジョン放送に用いられる極超短波帯の周波数の電波のうち五百メガヘルツのものについては、電界強度の基準(上限)は我が国では毎メートル当たり約三十五・四ボルト、英国及び国際ガイドラインでは毎メートル当たり約三十・七ボルトであるが、米国では定められておらず、電力束密度の基準(上限)は我が国及び米国では毎平方センチメートル当たり約〇・三三ミリワット、英国及び国際ガイドラインでは毎平方センチメートル当

り〇・二五ミリワットである。

次に、局所SARの基準(上限)は、例えば、我が国、英国及び国際ガイドラインでは毎キログラム当たり二ワットであり、米国では毎キログラム当たり一・六ワットである。

このように、我が国の電波の強度の基準及び局所SARの基準(以下「我が国の基準」という)が諸外国に比べて著しく緩やかとの御指摘は当たらないものと考えます。

なお、WHOは、平成十二年六月に「ICNIRPにより作成された国際ガイドラインは、これまでに判明している全ての電波による危険に対して防護できるよう、かなり安全な値になっている」との見解を示しており、政府としては、我が国の基準は適切なものであると考へている。

四の③について

無線通信に用いられる電波の安全性については、平成九年度から、医学・工学の専門家等によって構成される生体電磁環境研究推進委員会において研究等が実施されているところである。同委員会は、平成十三年一月にそれまでの研究成果として、現時点では我が国の基準を超えない強さの電波が健康に悪影響を及ぼすという確固たる証拠は認められない旨の発表を行っている。政府としては、今後も、電波の安全性に関する研究等を継続し、我が国の基準の根拠となる科学的データの信頼性向上を図るとともに、研究成果を正確に公表することにより、安心して電波を利用できる環境の整備を推進していく所存である。

四の④について

二について述べたWHO及びICNIRPの検討等の結果、国際ガイドラインの基準が見直されることがあれば、我が国の基準もこれと調和したものとなるよう検討していく所存である。

五について

携帯電話事業者が携帯電話のアンテナ塔を設置する際に、当該アンテナ塔を設置する場所の周辺地域の住民がその建設に反対して紛争が起る場合があることは承知しているが、これらの紛争は、当事者である携帯電話事業者と周辺地域の住民との間におけるものであるため、これらの事例の詳細及びこれらの紛争が解決に至った経緯、解決に至った条件について承知していない。

なお、総務省においては、携帯電話のアンテナ塔の設置について周辺地域の住民から要望書が寄せられた場合には、その要望内容を関係の携帯電話事業者に連絡し、話し合いに努めるよう要請しているところである。

六の①について

平成十三年七月二十五日に改正された放送普及基本計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)においては、「関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏において、・・・平成十五年までにデジタル放送を開始すること」等が定められているところであり、本計画に沿ってお尋ねのデジタルタワーの新設が進められているものと承知している。なお、二について述べたとおり、WHO又はICNIRPが国際ガイドラインの基準の見直しを行っているとの事実はないと承知している。

六の②について

地上デジタル放送のデジタル化(以下「地上放送のデジタル化」という)の推進は、政府の方針である。

六の③について

地上デジタルテレビジョン放送は、現在のところ開始されておらず、また、これに係る放送局の無線局免許申請も行われていないことから、放送事業者がどのような無線設備を使って地上デジタルテレビジョン放送を行うのかにつ

いては、承知していない。
六の④について

放送局用送信鉄塔の建設地は、事業経営等の観点から放送事業者により決定されるものであり、お尋ねのデジタルタワーの建設地が愛知県瀬戸市幡中町に決定された理由については承知していない。

七の①について

地上放送のデジタル化は、次のとおり、多くのメリットを有する。

- 1 視聴者による、(一)高品質な映像及び音声の受信、(二)移動中の安定した受信、(三)視聴する番組の関連情報やニュース等の随時参照、(四)放送とインターネットを組み合わせた利用を可能とする。

また、高齢者、障害者が受信する音声聞き取りにくい場合に話速変換(音声の速度調整)等を可能とすることにより、これらの者による視聴を容易とする。

2 電波利用の需要が増大しているところ、アナログ方式による放送に比較して電波のより能率的な利用を可能として、新たに利用可能な周波数を生み出す。

3 関連する投資の誘発等大きな経済波及効果を生じ、我が国経済の活性化につながる。

4 「e-Japan重点計画」(平成十三年三月二十九日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。以下「重点計画」という。)において述べられているように「家庭におけるIT革命を支える基盤となる」ものである。

お尋ねの地上放送のデジタル化によって生ずる「個人情報保護などの観点から想定されるデメリット」がどのようなことを指すのか必ずしも明らかではないが、地上放送のデジタル化が直接に個人情報の保護を損なうなどの問題を引き起こすことはないものと考えます。

なお、総務省(郵政省(当時))においては、平

成八年九月、「放送における視聴者の加入者個人情報保護の保護に関するガイドライン」を策定するなどして、有料放送の加入者の個人情報保護が放送事業者等により適切に取り扱われるよう、対処しているところである。

七の②について

政府は、地上放送のデジタル化を推進しているところであるが、その具体的な放送設備の整備は、各放送事業者の自主的な経営判断に基づき行われるものである。

政府が地上放送のデジタル化を推進しているのは、英国、米国等の放送のデジタル化に係る諸外国の動向も踏まえたものではあるが、主として、七の①について述べたように、地上放送のデジタル化が多くのメリットを有することによるものである。

七の③について

衛星を使用したデジタルテレビジョン放送(以下「衛星デジタル放送」という。)は既に実施されており、現在は、地上放送のデジタル化を推進しているところである。なお、英国、米国等の諸外国でも、衛星デジタル放送とともに地上デジタルテレビジョン放送が実施されている。

七の④について

放送用送信鉄塔の建設は、事業経営等の観点から放送事業者により決定されるものであり、今後のその建設の見込みについては承知していない。

七の⑤について

重点計画において、「世界最高水準の高度情報通信ネットワーク形成に係る具体的施策の一つとして「家庭におけるIT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進する」としているところである。

また、重点計画において、「関東、近畿、中京の三大広域圏では二三年までに、その他の

地域では二六年までに地上デジタル放送を開始する」としており、現在、総務省、日本放送協会及び民間放送事業者により構成される全国地上デジタル放送推進協議会で、この放送開始スケジュールの実現に向けた取組を予定どおり進めているところである。

七の⑥について

社団法人電子情報技術産業協会が公表している統計によれば、平成十三年のBS(放送衛星)デジタルテレビの国内出荷実績は二十八万台、BSデジタルチューナーの国内出荷実績は三十一万一千台、CS(通信衛星)デジタルチューナーの国内出荷実績は六十二万台である。

平成十四年三月一日提出
質問 第三七号

西暦二〇〇一年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

西暦二〇〇一年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係に関する質問主意書

昨年は外務省において一連の不祥事が発覚し、同省に対する国民の信頼が大きく揺らいだ年でもあった。

同省に対する国民の不信は、一連の不祥事の発覚より、むしろその不祥事への対処のあり方にあったと思われる。事件の真相究明への徹底さに欠けることもさることながら、不祥事を引き起こした人物に対する処罰が世間一般から見ても極めて甘い。その最たるものが、犯罪の疑いが濃厚な不祥事についても捜査当局に対して告訴・告発を行わない同省の態度である。

刑事訴訟法第二百三十九条第二項は公務員に対し「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と定めて

ている。同条項に従えば、昨年の一連の不祥事に関して外務省職員から告発があつてしかるべきであり、これに関して政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 右条項は公務員に対して義務を課したものと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 右条項に反して国家公務員法第八十二条第一項第二号(職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合)に該当するののか、政府の見解を明らかにされたい。

三 昨年発覚した外務省の主な不祥事には①元要人外国訪問支援室長による官房機密費の流用②在オーストラリア大使館員による公金流用疑惑③九州・沖縄サミットをめぐるハイヤー代水増し詐欺事件④デンバー総領事による公金流用事件⑤パラオ大使館理事官による公金流用事件⑥ケニア大使館公使による住居手当等の不正受給事件⑦ホテル代水増し詐欺事件⑧裏金プール問題があつた。そこで①②③までの事件に関して以下の点を明らかにされたい。

- 1 それぞれの事件の概要について明らかにされたい。
- 2 それぞれの事件に関して外務省職員による告訴・告発の有無及びそれを行った者の官職を明らかにされたい。
- 3 告訴・告発が行われなかった事件については、その理由を明らかにされたい。

四 ①②③の事件に関しては告訴・告発の有無に関わりなく、犯罪の嫌疑があれば捜査当局は当然の事ながら必要な捜査を行うことは可能であるはずだが念のため確認する。

右質問する。

内閣衆質一五四第三七号
平成十四年三月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出西曆二〇〇一年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出西曆二〇〇一年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係に関する質問に対する答弁書

一について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三十九条第二項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると認めるときは、告発をしなければならぬ」と定められているので、右の要件を満たす場合には、原則として公務員には告発義務が課せられておりと解される。

二について

国家公務員が告発を行わなかったことが刑事訴訟法第二百三十九条第二項に違反する場合には、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第一項第二号に該当すると解される。

三の1について

①は、松尾克俊元外務大臣官房総務課要人外訪支援助室長(以下「松尾元室長」という)が、平成八年十二月下旬から平成十二年六月上旬までの間の合計十四回の内閣総理大臣の外国訪問に際し、内閣総理大臣及びその随員に係る実際のホテル利用料金と国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に基づく宿泊料との差額を内閣官房が支給していたことから、同差額を水増し請求して、内閣官房から総額五億六千六百六十五万七千五百二十円を詐取したとして起訴された事案である。なお、外務省においては、平成十三年一月二十五日付けで、松尾元室長を懲戒免職するとともに関係

職員に対する処分を行った。

②は、在オーストラリア日本国大使館所属の外務省職員一名が、平成三年から平成五年までの在任期間中に公金を流用して私用車の購入等に充てていたとの報道が平成十三年三月にあってから、外務省において調査を行った結果、同職員は、同大使館の館員らが自らの福利厚生用に私金を拠出して積み立てたものの管理をゆだねられていたところ、これを一時的に借用して私用車の購入に充て、その後、全額返済していたことが判明し、公金の流用や着服はなかったと認められた事案である。

③は、小林祐武前外務省経済局総務参事官室兼九州・沖縄サミット準備事務局課長補佐(以下「小林前補佐」という)及び大隈勤前同室兼同事務局事務官(以下「大隈前事務官」という)が、平成十二年二月上旬ごろから八月中旬ごろまでの間に、ハイヤー会社の社員二名と共謀の上、九州・沖縄サミット準備事務局に係る同社のハイヤーの使用料金を水増し請求して、外務省から総額二千五百五十二万八千二百五十二円を詐取したとして起訴された事案である。なお、外務省においては、平成十三年八月六日付けで、小林前補佐及び大隈前事務官を懲戒免職するとともに関係職員に対する処分を行った。

④は、在デンヴァー日本国総領事館において、平成十一年度及び平成十二年度に、総領事公邸の賃借に関して不適正な経理等が行われていた事案である。なお、外務省においては、平成十三年七月二十六日付けで、水谷周在デンヴァー総領事(当時)を懲戒免職するとともに関係職員に対する処分を行った。

⑤は、在パラオ日本国大使館において、会計担当者の私的用途での公金の一時流用及び会計事務上の不手際により、平成十二年十二月末時点で同大使館の公金の帳簿残高と預金等残高に不都合が生じた事案である。なお、外務省にお

いては、平成十三年八月一日付けで、宮崎文美外務省大臣官房付(当時)外関係職員に対する処分を行った。

⑥は、在ケニア日本国大使館において、荒川吉彦前公使(以下「荒川前公使」という)外務省職員一名が、住居手当の受給に当たり、同手当の制度や住居に係る賃貸借契約書の内容等を十分に確認しないまま申請を行い、平成九年五月から平成十二年八月までの間に同手当を不正に受給し、さらに、右職員一名のうち一名が、住居防犯対策費の補助を受けるに当たり、補助の条件について誤解したまま申請を行い、平成九年五月から平成十一年一月までの間に同費を不正に受領していた事案である。なお、外務省においては、平成十三年八月二十四日付けで、荒川前公使外関係職員に対する処分を行った。

⑦は、浅川明男前外務省アジア太平洋経済協力大阪会議開催準備事務局次長(以下「浅川前次長」という)が、平成八年一月下旬及び三月中旬に、ホテル会社の営業部国際営業課係長等と共に、アジア太平洋経済協力東京高級事務レベル会合及びアジア太平洋経済協力第七回閣僚会議等の室料等を水増し請求して、外務省から総額四億二千二百五十八万七千六百六十一円を詐取したとして起訴された事案である。なお、外務省においては、平成十三年九月二十七日付けで、浅川前次長を懲戒免職するとともに関係職員に対する処分を行った。

⑧は、外務省において、平成七年四月一日から平成十三年七月三十一日までの間における同省と一定の範囲の民間企業及び社団法人との取引の実態について調査を行った結果、同省の七十一の課又は室と合計十一企業及び一社団法人との間に、一部の取引の結果として生じた余剰金を企業等において短期前受金又は預り金等の名目で保管するものとするいわゆる「プール金」

が存在していたことが判明した事案である。なお、外務省においては、平成十三年十一月三十日に同事案に係る調査結果報告書を発表するとともに関係職員に対する処分を行った。

三の2について

①の事案に関しては、外務省大臣官房長が、松尾元室長について、平成九年十月から平成十一年三月までの間に、内閣事務官から内閣総理大臣の外国訪問に係る諸経費の支払に充てるために交付された現金総額五千三百九十八万七千三百五十五円を横領したとして、平成十三年一月二十五日に警視庁に告発した。なお、同告発に係る事件については、東京地方検察庁検察官から、平成十三年八月六日付け外務省大臣官房長あて処分通知書により、不起訴処分とする旨の通知がなされたところである。

②から⑧までの事案に関しては、外務省職員による告訴又は告発は行われていない。

三の3について

外務省において、②の事案については、公金の流用や着服はなく、私金の横領とも認められないと判断したため、③及び⑦の事案については、刑事訴訟法第二百三十九条第二項の定める要件を満たすか否かについて判断する前に関係者が逮捕されたため、告訴又は告発を行わなかった。

また、外務省において、⑤の事案については、告訴又は告発を行うに足りる程度に事実を特定することができなかったため、⑥の事案については、住居手当等の申請上の過誤は否定できないものの、詐欺の犯意による行動であったとは認められないと判断したため、告訴又は告発を行わなかった。

④及び⑧の事案については、外務省において、同省の調査の結果判明した事実関係を基に、捜査当局にも相談しつつ、関係者の意思や行為が犯罪の構成要件に該当するか否か等につ

いて慎重に検討しているところである。

なお、⑧の事案に関しては、外務省において、関係職員に対する処分を行うとともに、「プール金を私的目的で使用した職員に対し、既に返納金納入告知書を出しており、また、私的目的以外の目的で使用された約一億六千万円については、延滞金を含め、外務省職員等が自主的に拠出した上、国庫へ速やかに返納したところである。

四について

捜査機関は、告訴又は告発がない場合においても、犯罪があると思料するときは、捜査をすることができると解される。

平成十四年三月十九日提出
質問 第四七号

外務省の秘密書類の指定と解除に関する質問
主意書
提出者 長妻 昭

外務省の秘密書類の指定と解除に関する質問主意書
問主意書
今回、外務省から数々の秘の書類が秘密指定解除をされて、公表された。

- 一 過去二十年間のうち、外務省の極秘や秘の書類が、秘密指定解除をされて、公表された事例は、何例あるか。一つの書類を一件と数えて、それぞれの書類の内容、公表時期、当該書類が当初、秘密指定された理由及び、その後、秘密指定解除をされた理由をお示し願いたい。
- 二 過去二十年間のうち、毎年ごとの極秘、秘を指定した書類の数を示し願いたい。
- 三 秘密指定解除をするような書類であれば、そもそも秘密指定をしたこと自体に問題があったと考えられるが、問題と認識しているのか。秘密指定が乱発されているとの指摘に対して、外

務省は責任をどう考えているのか。四のような場合、秘密指定解除をされて、公表されるのか。お示し願いたい。

五 秘密指定解除をされたにもかかわらず、公表されていない書類があるのか。

六 これまで外務省の極秘や秘の書類が、手続きなしに外部に流出した事例は、何例あるのか。時期と書類の内容、職員処分の結果を添えてお示し願いたい。

七 六でお尋ねした書類流出のうち、省内調査及び職員の処分がされない場合(例えばいわゆるムネオハウス入札への鈴木議員関与の書類流出など)は、どのようなケースか。お示し願いたい。

右質問する。
内閣衆質一五四第四七号
平成十四年三月二十六日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員長妻昭君提出外務省の秘密書類の指定と解除に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員長妻昭君提出外務省の秘密書類の指定と解除に関する質問に対する答弁書
一及び四について
外務省において、極秘又は秘に指定された文書がその後秘密指定を解除されて公表される場合としては、①秘密指定を受けた文書が秘密指定を解除されて行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づき開示される場合、②作成から三十年を経た外交記録が秘密指定を解除されて公開される場

合及び③その他の事由により公表される場合があるが、公表された文書の数については、統計がないので答弁することができない。
なお、外務省の把握した限りにおいて、⑧の事由により秘密指定を解除されて公表された文書としては、外務省において作成した「北方四島住民支援に関する調査結果報告書」に添付された文書及び国会議員の要請を受けて本年三月に提供した文書合計十六通がある。
これらの文書内容及び公表時期は、別表一のとおりであり、当該文書について秘密指定を行った理由は、いずれも当該文書に係る主管の管理者等において、当該文書の内容につき、秘密保全の必要性が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれがあるとされる「極秘」に次ぐ程度の秘密であった、関係者以外には知らせてはならないものと判断したためであり、秘密指定の解除を行った理由は、いずれも当該文書に係る主管の管理者等が秘密指定の解除を行うことを適当と認めたためである。
二について
お尋ねについては、すべての文書を対象とした統計がないことから、答弁することができない。
三について
別表一の文書は、既に外務省外に流出しているため、外務省が実施した調査の信頼性を高めるために必要と判断されたもの及び国会議員の文書提出要請に応ずることが公益性の観点から必要と判断されたものであり、秘密に指定したこと自体に問題があったとは考えていない。
また、外務省においては、今後、秘密指定について、秘密保全の必要性を踏まえつつ、情報公開の要請にもこたえるために必要最小限にとどめることとしたところである。
五について
外務省において、秘密保全に関する規則(平成

成二年外務省訓令第二号)及びその運用細則に基づいて行われる無期限秘密指定文書の秘密指定解除は、当該文書に係る主管の管理者等が指定解除を行うことを適当と認めた場合に行うものであり、必ずしも当該文書の公表を目的として行うものではないが、外務省において秘密指定を解除したにもかかわらず公表されていない文書で、外務省における調査の結果把握し得たもの(捜査機関に捜査資料として提供したものを除く)の件名及び秘密指定解除の時期は、別表二のとおりである。
六及び七について
お尋ねの事例については、まず、別表一の文書のうち「北方四島住民支援(集会所兼宿泊施設の設置)設計・施工監理業者及び施工業者の選定」、「国後島緊急避難所兼宿泊施設(メモ)」及び「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事に係る日本工営との面談メモ」があるが、これらが流出した時期は特定するに至っていない。また、外務省において把握している過去の事例としては、①愛知外務大臣とマイヤー駐日アメリカ合衆国大使との間でなされた会談の概要を記載した電文文案が昭和四十六年に漏えいした事件、②モスクワで行われた赤十字会談に関する電文文案が昭和四十一年から昭和四十二年にかけて漏えいした事件及び③我が国の個々の外交交渉における外務省の基本方針・交渉方法等に関する具体的な記述のある外務省発行の冊子がソヴィエト社会主義共和国連邦の者に昭和二十七年に交付された事件がある。①に関しては、これに関連した外務省職員を懲戒処分にしたところであるが、②及び③に関しては、人事についての記録文書が残っていないため、外務省職員の処分については答弁することができない。
なお、右に述べた別表一の文書については、流出に関与した者を特定するに至っていない。

別表一

一 外務省作成調査報告書関連文書

内 容	公表時期
北方四島住民支援(鈴木長官の発言)(平成九年十二月十一日起案)	平成十四年三月四日
鈴木大臣との会談メモ(北方四島住民支援について)(平成十年一月十九日起案)	同右
北方四島住民支援(集会所兼宿泊施設の設置)設計・施工監理業者及び施工業者の選定(平成十一年一月十一日起案)	同右
国後島緊急避難所兼宿泊施設(メモ)(平成十一年五月二十八日付け)	同右
国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事に係る日本工営との面談メモ(平成十一年十一月二日付け)	同右
二 国会議員に対して提供した文書	
内 容	公表時期
平成七年度における北方四島住民支援について(プレハブ診療所建設を含む)(平成七年四月十一日起案)	平成十四年三月六日
鈴木宗男衆議院議員の来訪(平成七年五月二十五日起案)	同右
(河野大臣と衆・参議院冲北特委委員長他との懇談(北方四島支援問題等)(平成七年七月七日起案)	同右
北方四島へのプレハブ診療所の建設問題(鈴木宗男議員の主張)(平成七年六月十三日起案)	同右
北方四島へのプレハブ診療所建設問題(鈴木宗男議員に対する欧亜局長の説明)(平成七年六月十四日付け)	同右
北方四島住民支援の実施報告(現地のニーズについて)(平成七年七月十二日起案)	同右
四島住民支援(支援委員会による物品の認定)(平成七年七月二十八日起案)	同右
同右(平成七年七月二十八日起案)(注・露文要請書)	同右
同右(平成七年七月二十八日起案)(注・和文仮訳)	同右
鈴木宗男衆議院議員(総理特使)他四名の外国出張及び旅費支出方について(平成十三年十月五日起案)	平成十四年三月八日
鈴木宗男衆議院議員(総理特使)他三名の外国出張及び旅費支出方について(平成十四年一月八日起案)	同右

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号 議長長の報告

別表二

秘密指定を解除したが公表していない文書の件名及び解除時期

件 名	秘密指定解除時期
緊急事態時の留意事項について(仏発本省宛電信第三三三三号)	平成十二年五月
緊急事態時の留意事項について(本省宛電信第二九八八号)	同右
緊急事態邦人保護(平成十一年本省宛カラチ宛電信第二〇八号)	平成十二年一月
邦人安全対策情報(緊急事態に備えた邦人保護体制の強化)(平成十一年カラチ発本省宛電信第二九九号)	同右
第二十一回南極条約協議国会議(事務局設置問題に関する専門家会合対処方針)(ニュージールランド発本省宛電信第三四一四号)	平成九年五月
南極の環境に関する責任についての第七回作業部会対処方針(五月十九日)(二十三三三)(本省発ニュージールランド宛電信第三二二八号)	同右
不審な日本人の逮捕(デンマーク発本省宛ファックス公信第二〇八号)	平成八年十一月
自動車運転中の携帯電話使用に関する法規制(報告)(豪発本省宛電信第一〇五七号及びファックス公信第四四〇号)	平成八年七月

平成十四年三月十九日提出
質問 第四九号

外務省の鈴木宗男衆議院議員にかかわる一連の事案に対する責任に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

一 外務省の鈴木宗男衆議院議員にかかわる一連の事案は、現時点で、今回の鈴木議員にかかわる一連の騒動のうち、外務省側にも問題や責任があると認識しているのは、どの事案か。すべてお示し願いたい。(平成十四年三月四日に外務省が発表した調査報告書をはじめ、それ以降、国会やマスコミで明らかになった新しい事案も含む)

二 一で示された、それぞれの事案について、事案ごとに外務省の責任の取り方をお示し願いたい。(さらに詳細な調査統計、管理者及び職員

の処分など具体的に)

三 二でお示し頂いた、責任の取り方のうち、調査や処分、再発防止策策定などの内容が含まれる場合、それぞれの期限を年月日で明確にお示し頂きたい。

四 二でお示し頂いた、責任の取り方のうち、処分を含む場合、処分を受ける方の役職名もお示し頂きたい。

内閣衆質一五四第四九号
平成十四年三月二十六日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出外務省の鈴木宗男衆議院議員にかかわる一連の事案に対する責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

いて、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生を防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人(以下本条において「請求人」という。)に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

第二百四十二条の二第二項中「同条第三項を「同条第四項」に、「同条第七項を「同条第九項」に、「同条第四項を「同条第五項」に、「行なわない」を「行わない」に、「次の各号」を「次に」に改め、ただし書を削り、第四号を次のように改める。

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

第二百四十二条の二第八項を削り、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項」に、「普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「前四項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項の次に次の五項を加える。

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号 地方自治法等の一部を改正する法律案及び同報告書

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生を防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に關しては、民法第四百七十七条第一号の請求とみなす。

9 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じない。

10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

第二百四十二条の二の次に次の一条を加える。(訴訟の提起)

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払

われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百四十三条の二第三項ただし書を削り、同条中第九項を第十四項とし、第八項を第十三項とし、同条第七項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 前項の規定にかかわらず、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第二百四十三条の二第五項中「第三項本文」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「前項本文」を「第三項」に、「きき」を「聴き」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書

の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

第二百五十二条の二十三第一号中「面積」を「当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、面積」に改める。

第二百五十二条の三十八第一項中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴く」に改める。

第二百五十二条の四十三第五項中「(第一項及び第二項を除く。及び)」を「第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに」に、「第二百四十二条第三項を「第二百四十二条第四項」に、「行ない」を「行い」に、「同項の規定による」を「請求人に通知する」に、「と、同条第四項」を「請求人(以下本条において「請求人」という。)に通知

すると、同条第五項を「同条第六項に、第三項を、第四項に、同条第六項中を、同条第八項中、第三項の規定による勧告並びに第四項とあるのは、第四項」とし、「同条第三項を、同条第四項に、前条第三項を、前条第四項に改め、同条第七項中、同条第三項を、同条第四項に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百四十二条第六項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

8 前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

第二百九十一条の六第二項中「三分の一」の下に「その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数」を加え、同条第五項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一

の数」の下に「その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数」を加え、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」、「同条第六項を、同条第七項」に改める。

第三百四十二条第一項中「第二百四十二条から第二百四十三条まで」を「第二百四十二条、第二百四十二条の二、第二百四十二条の三第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百四十三条に、及び第九項を、第七項から第九項まで及び第十四項」に改める。

別表第一中「別表第一 第一号法定受託事務(第二条第十項関係)」を「別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)」に改め、同表大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)の項、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)の項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の項及び外国人登録法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十四号)の項を削り、同表ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)の項の次に次のように加える。

別表第二中「別表第二 第一号法定受託事務(第二条第十項関係)」を「別表第二 第二号法定受託事務(第二条関係)」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正) 第二条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次条第十八項又は第四条の第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の第三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第四条の二第一項の代表者を委員として加えることができる。

第四条第一項中「市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」を「選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。))」に改め、同条第十項中「及び第七項」を「第八項から第十項まで、第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第九項中「代表者」の下に「(第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者)」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第八項中「において」を「の議会在」に、「議会の議決を経た」を「可決した(前項の規定により可決したもののみなされた場合を含む。))」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の九項を加える。

9 第五項の規定による議会の審議により、合

併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合に、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という。)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 前項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併請求市

外国人登録法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十四号)	附則第八条、第九条及び第十条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)	第五十四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

14 第十項又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議会について選挙人の投票に付さなければならぬ。

15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者(第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者)及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

17 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議会について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議会について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。

18 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議会について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議会について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。

19 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議会について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議会について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。

20 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議会について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議会について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

同条第六項中「の協議の下に」(以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議会」という。)を加え、同条第十四項を同条第三十一項とし、同条第五項中「第七十四条第四項を」

「第七十四条第五項」に、「又はこの条第一項の選挙権を」若しくはこの条第一項の選挙権に、「及びそれぞれその総数を」の総数に改め、「五十分の一の数」の下に「又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「第七十四条第六項から第八項まで」に、「前条第一項又はこの条第一項の規定」を「前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十二項を同条第二十九項とし、同条第十一項中「代表者」の下に「(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第十項中「同一請求に基づく合併協議会設置協議会」に、「議会の議決を経た」を「可決した(前項の規定により可決したもの」とみなされた場合を含む。に」改め、同項を同条第二十七項とし、同条第九項中「これを」直ちに、その旨に改め、「ともに」の下に「これを」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の十六項を加える。

11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議会について否決した同一請求関係市町村(以下この条において「合併協議会設置協議会否決市町村」という。)の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議会について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

この場合において、当該合併協議会設置協議会否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議会否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

12 合併協議会設置協議会否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議会否決市町村に係る前項の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

地方自治法等の一部を改正する法律案及び同報告書

14 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議会否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があつた旨のものであつた場合には、合併協議会設置協議会否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

15 合併協議会設置協議会否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該合併協議会設置協議会否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議会について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

16 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議会否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議会否決市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議会否決市町村の長は、直ちに、その旨を公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議会否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

18 合併協議会設置協議会否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議会否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議会否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。

17

20 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議会否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議会否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議会について選挙人の投票に付さなければならない。

22 合併協議会設置協議会否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び当該合併協議会設置協議会否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

23 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議会否決市町村の長は、その結果を当該

一七

合併協議会設置協議会否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

24 合併協議会設置協議会否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議会否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議会について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議会について合併協議会設置協議会否決市町村の協議会が可決したものとみなす。

「直ちにを」「結果」の下に「及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日(以下この条において「基準日」という。))を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第八項」に改め、「結果を」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 同一請求関係市町村の協議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む)は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について

33 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

9 第九條の次に次の一條を加える。
(一部事務組合等に関する特例)
第九條の二 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入する市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第二百八十四條第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連

合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六條第一項本文又は第二百九十一條の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第二百九十九條又は第二百九十一條の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十一條の十一並びに第二百九十三條第一項の規定は、前項の場合について準用する。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法昭和二十五年法律第二百二十六號第七百一條の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口(同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。)が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間は行われないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

第十三條の次に次の一條を加える。

(流域下水道に関する特例)

第十四條 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法(昭和三十三年法律第七十九號)第二十五條の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可を受けた事業計画に係る流域下水道(同法第二條第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。)により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県(同法第二十五條の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県)及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併が行われた日から移行日(当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日)をいう。以下この条において同じ。)までの間、当該事業計画(当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五條の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県(下水道法第二十五條の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村)は、前二項の規定により移行日を

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県(下水道法第二十五條の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村)は、前二項の規定により移行日を

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

第十七条中「規定」の下に「第十條第二項、」を加える。

第十八条第一項中「又は第四條の第二項を若しくは第四條の第二項に改め、」の署名の下に「又は第四條第十一項若しくは第四條の第二十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を加え、同条第二項中「又は第四條の第二項を若しくは第四條の第二項に改め、」の署名の下に「若しくは第四條第十一項若しくは第四條の第二十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を、」の合併協議会の設置の請求の下に「若しくは選挙人の投票の請求を加え、同条第三項中「又は第四條の第二項を若しくは第四條の第二項に改め、」の請求者の署名の下に「又は第四條第十一項若しくは第四條の第二十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を加え、」同条第十三項を「同条第三十項に、」第七十四條第六項を「第七十四條第七項に改め、同条第四項中「又は第四條の第二項を若しくは第四條の第二項に改め、」の請求者の署名簿の下に「又は第四條第十一項若しくは第四條の第二十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿を加え、同条第五項中「又は第四條の第二項を若しくは第四條の第二項に改め、」設置の請求の下に「又は第四條第十一項若しくは第四條の第二十五項の規定による選挙人の投票の請求を加える。」

第十九条第一項中「第四條の第二十三項を「第四條の第二十三項に改め、同条第二項中「第四條の第二十四項を「第四條の第二十三項に改める。」

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「三分の一」の下に「その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数」を加える。

（化製場等に関する法律の一部改正）

第四條 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五條 第四号中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第五條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第六号中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改める。

（河川法の一部改正）

第六條 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條、第二十九條第二項及び第七十三條中「規則」を「条例」に改める。

第七十四條第一項中「規則」を「条例」に、「統轄する」を「統括する」に改める。

第七十五條第一項及び第二項中「各号の」を「各号のいずれかに、」規則を「条例」に改める。

第七十七條第一項中「規則」を「条例」に改める。

第七十八條第一項中「規則」を「条例」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十條第一項中「規則」を「条例」に、「附する」を「付する」に改める。

第十九條第一項中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改め、同条第二項を削る。

第二十條第一項及び第三項中「前條第一項を「前條」に改める。

第三十一條第一項中、第十九條第一項(第二十二條)において準用する場合を含む。を削る。

附則 (施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第十二條の規定 公布の日

二 第一條中地方自治法第百條、第百十八條第一項及び第二百五十二條の二十三號の改正規定 平成十四年四月一日

三 第四條から第七條まで及び附則第十一條の規定 平成十五年一月一日

(直接請求に関する経過措置) 第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前の直近の公職選挙法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日)において選挙人名簿に登録されている者の総数が四十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

(住民監査請求に関する経過措置) 第三條 第一條の規定による改正後の地方自治法第二百四十二條及び第二百五十二條の四十三の規定は、施行日以後に行われる同法第二百四十二條第一項の請求について適用し、施行日の前日までに行われた第一條の規定による改正前の

地方自治法第二百四十二條の規定による同条第一項の請求については、なお従前の例による。

(住民訴訟に関する経過措置) 第四條 第一條の規定による改正後の地方自治法第二百四十二條の二、第二百四十二條の三及び第二百四十三條の二の規定は、施行日以後に提起される同法第二百四十二條の二第一項の訴訟については、適用し、施行日の前日までに提起された第一條の規定による改正前の地方自治法第二百四十二條の二の規定による同条第一項の訴訟については、なお従前の例による。

(職員賠償責任に関する経過措置) 第五條 施行日前の事実に基づき第一條の規定による改正後の地方自治法第二百四十三條の二第三項の規定により地方公共団体の職員の賠償責任に係る賠償を命ずることが出来る期間については、なお従前の例による。

(合併協議会設置の請求に関する経過措置) 第六條 市町村の選挙管理委員会は、施行日前の直近の公職選挙法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の六分の一の数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

第七條 第二條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(以下「新合併特例法」という。第四條の規定は、施行日の前日までに第二條の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律(以下「旧合併特例法」という。第四條第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第五項の規定により合併請求市町村(同条第二項に規定する合併請求市町村をいう。以下この条において同じ。の長及び合併対象市町村(旧合併特例法第四條第一項に規定する合併対象市町村をいう。以下この条において同じ。の長のいずれもが合併協議会設置協議(旧合併特例法第四條第二項に規定する合併協議会設置協議をいう。以下この条において

同じ。)について議会の付議していないもの並びに施行日以後に行われる新合併特例法第四條第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四條第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同條第五項の規定により合併請求市町村の長又はいずれかの合併対象市町村の長が合併協議会設置協議会について議会の付議したものであるについては、なお従前の例による。

第八條 新合併特例法第四條の二の規定は、施行日の前日までに旧合併特例法第四條の二第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同條第六項の規定により同一請求関係市町村(同條第一項に規定する同一請求関係市町村をいう。以下この条において同じ。)の長のいずれもが合併協議会(旧合併特例法第三條第一項に規定する合併協議会をいう。次條において同じ。)に係る地方自治法第二百五十二條の二第一項の協議について議会の付議してないもの及び施行日以後に行われる新合併特例法第四條の二第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四條の二第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同條第六項の規定により同一請求関係市町村の長が当該協議について議会の付議したものであるについては、なお従前の例による。

(地方税に関する特例に関する経過措置)
第十條 新合併特例法第十條の規定は、施行日以後に行われる市町村の合併について適用し、施行日の前日までに行われた市町村の合併については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第十一條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(地方公営企業法の一部改正)
第十三條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。
第三十四條中「同條第四項」を「同條第八項」に、「きき」を「聴き」に、「同條第六項」を「同條第十項」に、「同條第七項」を「同條第十二項」に改める。

地方自治法等の一部を改正する法律案第百五十一回国会開法第六四号、参議院送付に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、住民自治の更なる充実及び自主的な市町村の合併の推進を図り、もつて地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申及び地方分権推進委員会の意見ののっとり、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議会制度の充実、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の見直し、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設を行い、あわせて法律において地方公共団体の規則等に委任している事項について条例で定めることとするほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

第九條 施行日の前日までに旧合併特例法第四條第八項又は第四條の二第十項の規定により置かれた合併協議会は、施行日から六月以内に、新合併特例法第三條第一項に規定する市町村建設計画の作成その他市町村の合併(新合併特例法第二條第一項に規定する市町村の合併をいう。次條において同じ。)に関する協議の状況を、旧合併特例法第四條第一項又は第四條の二第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならぬ。

1 地方自治法の一部改正

(一) 直接請求に関する事項

(1) 議会は、条例の制定又は改廃の直接請求により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令の定めるところにより、当該請求の代表者に意見を述べべる機会を与えなければならないものとする。

(2) 選挙権を有する者の総数が四十万を超える普通地方公共団体につき、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とするものとする。

(二) 議会に関する事項

(1) 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができるものとする。

(2) 議会において行う選挙について、点字投票を行うことができるものとする。

(三) 監査委員に関する事項

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができるものとする。

(四) 住民監査請求に関する事項

(1) 住民監査請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の

発生を防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して勧告等の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができるものとする。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとする。

(2) 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員との陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができるものとする。

(五) 住民訴訟に関する事項

(1) 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止め請求について、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限り、当該職員に対する損害賠償の請求等のうち職員に対する不当利得の返還請求について、当該職員に利益の存する限度に限るものとする規定を削除すること。

(2) 普通地方公共団体に代位して行う当該職員に対する損害賠償の請求若しくは不当利得返還の請求又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に対する法律関係不存在確認の請求、損害賠償の請求、不当利得返還の請求、原状回復の請求若しくは妨害排除の請求について、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執

行機関又は職員に対して求める請求とすること。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求とすること。

(3) 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求に基づき差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができないものとする。

(4) (2)の請求に係る訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならぬものとする。

(5) (4)の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第四百七条第一号の請求とみなすものとする。

(6) (4)の訴訟告知は、(2)の請求に係る訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じないものとする。

(7) 住民訴訟に係る違法な行為又は怠る事実については、民事保全法に規定する仮処分をすることができないものとする。

(8) 第二百四十二条の二第一項各号の規定による訴訟を提起した者が勝訴(一部勝訴を含む)した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公

共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができるものとする。

(9) (2)の本文の請求に係る訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬものとする。

(10) (9)の場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならぬものとする。

(11) (10)の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しないものとする。

(12) (2)の本文の請求に係る訴訟の裁判が(4)の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有するものとする。

(13) (2)の本文の請求に係る訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表するものとする。

(14) 普通地方公共団体の長が事実を知った日から三年を経過したときは、職員に

対して賠償を命ずることができない旨の規定を削除すること。

(15) (2)のただし書の請求に係る訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならぬものとする。この場合においては、第二百四十三条の二第三項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しないものとする。

(16) (15)により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならぬものとする。

(17) (16)の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しないものとする。

(18) (2)のただし書の請求に係る訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されるときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならないものとする。

(19) (2)のただし書の請求に係る訴訟の判決に従い第二百四十三条の二第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないものとする。

(六) 中核市に関する事項
中核市となるべき市が備えなければならぬ要件のうち、人口五十万以上を有する

市に関しては、面積要件を廃止するものとする。

(七) 外部監査に関する事項
外部監査人について、監査委員に係る(三)及び(四)の行為と同様の行為を行うことができるものとする。

(八) その他の事項
(1) 法定受託事務を掲げた別表に所要の改正を加えたものとする。
(2) その他関係規定の整備を図るものとする。

2 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正
(一) 正
(1) 合併協議会設置の請求に関する事項
合併協議会には、当該請求を行った代表者を委員として加えることができるものとする。

(2) 合併協議会設置の請求により合併協議会設置協議について付議された合併請求市町村又は同一請求関係市町村の議会は、付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、当該請求を行った代表者に意見を述べる機会を与えなければならないものとする。

(3) 合併請求市町村に対する合併協議会設置の請求について次の規定を設けると。
ア 合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会が否決し、かつ、すべての合併対象市町村が可決した場合においては、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から議会の審議の結果の通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下(3)において「基準日」という。)から十日以内に限り、選挙管

理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとし、請求を行った場合には、当該請求を行った日から三日以内に公表しなければならぬものとする。

イ 基準日から十三日以内にアの公表がなかったときは、合併請求市町村の有権者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとする。

ウ ア又はイの請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならぬものとする。

エ ウの投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなすものとする。

(4) 同一請求関係市町村に対する合併協議会設置の請求について次の規定を設けること。

ア その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下(4)において「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、都道府県知事がすべての同一請求関係市町村の長から議会の審議の結果の報告を受けた日(以下(4)において「基準日」という。)から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求

に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとし、請求を行った場合には、当該請求を行った日から三日以内に公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、都道府県知事に報告しなければならぬものとする。

イ 都道府県知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係るアの報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならぬものとし、当該通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長からアの報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならぬものとする。

ウ 基準日から十三日以内にアの公表がなかったときは、合併協議会設置協議否決市町村の有権者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとし、当該請求があったときは、当該選挙管理委員会は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知し、当該通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならぬものとする。

エ 都道府県知事は、アの報告をしな

かつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長からウの報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならぬものとし、当該通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を都道府県知事に報告し、公表しなければならぬものとする。

かつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長からウの報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならぬものとし、当該通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならぬものとする。

オ イ又はエの通知があったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならぬものとする。

カ オの投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなすものとする。

キ 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む。)は、(3)ウ又は(4)オの投票について準用するものとし、当該投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができるものとする。

(5) 合併協議会設置の請求により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会

は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、当該請求を行った代表者に通知するとともに、公表しなければならぬものとする。

市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下(二)において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下(二)において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができるとし、この場合においては、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。

(三) 地方税の特例に関する事項

(1) 市町村の合併後に地方税の不均一課税をすることができず期間を市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に延長するとともに、新たに同期間内において課税免除ができるものとする。

(2) 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行わ

れた日において合併市町村が人口三十万
以上の市であるときは、当該合併市町村
に対する事業所税の課税団体の指定は、
当該市町村の合併が行われた日から起算
して五年を経過する日までの間は行わな
いものとする。ただし、当該合併市
町村の人口が、当該市町村の合併が行わ
れた日の前日における合併関係市町村の
人口の状況を勘案して政令で定めるとこ
ろにより算定した人口以上となつた場合
は、この限りでないものとする。

(四) 流域下水道の特例に関する事項

(1) 市町村の合併により、当該市町村の合
併前に認可を受けた事業計画に係る流域
下水道により下水を排除され、又は排除
されることとなる区域の全部が合併市町
村の区域の全部又は一部となる場合に
いて、当該流域下水道を管理する都道府
県当該流域下水道の管理を市町村が行
う場合にあつては、都道府県及びすべ
ての合併関係市町村の協議が成立したと
きは、平成十七年三月三十一日までに市
町村の合併が行われる場合に限り、当該
市町村の合併が行われた日から移行日
(当該市町村の合併が行われた日から起
算して十年を経過する日の属する年度の
末日までの範囲内において当該協議によ
り定める日をいう。以下(四)において同
じ。)までの間、当該事業計画(当該市町
村の合併が行われた日から移行日までの
間に変更の認可を受けたときは、その変
更後のもの)に係る下水道を流域下水道
とみなして、下水道法の規定を適用する
ものとする。

(2) 都道府県及び合併市町村は、協議によ
り、当該市町村の合併が行われた日から
起算して十年を経過する日の属する年度
の末日までの範囲内において移行日を變

更することができるものとする。

(3) 都道府県(流域下水道の管理を市町村
が行う場合にあつては、当該市町村)
は、(1)又は(2)により移行日を定め、又は
変更したときは、速やかに、その旨を国
土交通大臣に報告しなければならないも
のとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部改正
選挙権を有する者の総数が四十万を超える
普通地方公共団体につき、教育委員の解職請
求に必要な署名数に係る要件を緩和し、四十
万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四
十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して
得た数とするものとする。

4 化製場等に関する法律の一部改正
化製場等の管理者が講ずべき措置のうち、
法律で定めるもののほかは、都道府県が条例
で定めるものとする。

5 クリーニング業法の一部改正
営業者がクリーニング所において講ずべき
措置のうち、法律で定めるもののほかは、都
道府県が条例で定めるものとする。

6 河川法の一部改正
(一) 二級河川における竹木の流送又は舟若し
くはいかだの通航等の禁止、制限又は許可
について、都道府県の条例で定めるものと
すること。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

7 湖沼水質保全特別措置法の一部改正
(一) 指定施設の構造及び使用の方法に関する
基準について、都道府県の条例で定めるも
のとする。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

8 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日
から施行するものとする。ただし、次

に掲げる事項は、それぞれに定める日から
施行するものとする。

(1) 地方自治法別表の改正関係及び経過措
置の政令への委任関係 公布の日

(2) 議会に関する事項関係及び中核市に関
する事項関係 平成十四年四月一日

(3) 4から7までの関係 平成十五年一月
一日

(二) この法律の施行に伴い必要な経過規定を
定めるものとする。

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。
議案の可決理由

二 地方分権の時代における住民自治の更なる充
実及び自主的な市町村合併推進の必要性等にか
んがみ、直接請求に必要な署名数の要件緩和、
住民監査請求制度及び住民訴訟制度の見直し、
合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及
び住民投票制度の創設等を行うこととする本案
は、妥当なものと認め可決すべきものと議決し
た。
右報告する。

平成十四年三月二十六日
総務委員長 平林 鴻三
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十四年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

地方自治法等の一部を改正する法律案及び同報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七、九、十三、十四号の発送は都合により後日となるため、第十七号を先に発送しました。)

発行所 下
二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価 本号一部
送料 〇五円
別